

第123回 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月26日(金曜日) 午前10時

場所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時まで

目次

第123回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	23
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告	51

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社三井E&S

証券コード 7003

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額改定の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び
社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付
株式の割当てのための報酬決定の件 |

株主の皆様へ



平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当期におきましては、豊富な手持ち工事を着実に進捗させた結果、売上高及び営業利益ともに3年連続の増加を達成いたしました。

当社は、ローリング方式の中期経営計画のもと、事業環境の変化に柔軟に対応しながら持続的な成長を目指しております。当期業績は、昨年策定した「三井E&S Rolling Vision 2025」の計画を上回る結果となりました。さらに企業価値の向上を目指して策定した「三井E&S Rolling Vision 2026」では、「マーケティング」と「イノベーション」を成長の軸とし、中核事業である船用推進システム事業及び物流システム事業のさらなる強化と、新規事業の拡大に取り組んでまいります。

また、多様な人材が育ち、活躍・挑戦できる組織風土の実現に向け、人的資本経営の強化にも注力してまいります。

今後も、当社のマテリアリティである「脱炭素社会の実現」及び「人口縮小社会の課題解決」への貢献を通じて、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長CEO

高橋 敏之

経営コンセプト

Engineering & Services for Evolution & Sustainability



株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号

株 式 会 社 三 井 E & S

代表取締役社長 高橋 岳之

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト「第123回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mes.co.jp/ir/stock/meeting/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7003/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井E & S」又は「コード」に当社証券コード「7003」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 浜離宮三井ビルディング 2階
 東京都中央区築地5丁目6番4号

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を省略しております。
- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- なお、上記省略した事項は、各ウェブサイト上に「第123回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として掲載しております。
- ◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶▶▶ <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方



会場受付に
ご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙を
ご持参ください



株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

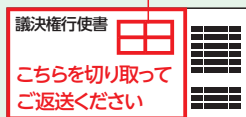
株主総会にご出席されない方



郵送による
ご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議案の賛否を
ご記入ください



行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等
ご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

株主総会ポータル

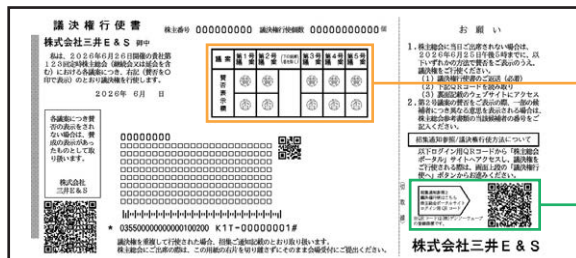
<https://www.soukai-portal.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時受付分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

〔第1号議案、第3号議案～第5号議案〕

- ・ 賛成の場合 **「賛」** の欄に○印
- ・ 反対の場合 **「否」** の欄に○印

〔第2号議案〕

- ・ 全員賛成の場合 **「賛」** の欄に○印
- ・ 全員反対の場合 **「否」** の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対の場合

「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※「スマート行使®」に必要となるQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

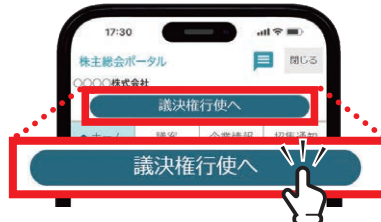
インターネット行使期限
2026年6月25日（木曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、事業発展のための設備投資、研究開発投資及び財務基盤を強化するための株主資本の充実を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本方針としております。

当期は、安定的な収益基盤の構築と中長期的な企業価値向上を目的として、中核事業への投資に加え、将来の成長を見据えた成長投資を継続するとともに、資本効率及び財務健全性を重視した経営を推進してまいりました。加えて、株主の皆様への利益還元機会を充実させる観点から中間配当を再開いたしました。

このような状況を踏まえ、「三井E&S Rolling Vision 2025」で示す配当性向15%の方針の下、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、中間配当（1株につき15円）を含めた年間配当金を57円といたします。これに伴い、当期の期末配当につきましては、1株につき42円とさせていただきたいと存じます。

今後も段階的な増配の継続に向けて成長戦略の遂行に注力し、企業価値を向上させ、株主・投資家の皆様の期待に応えてまいります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金42.00円

配当総額 4,237,912,770円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2025年度取締役会出席状況
1	たか はし たけ ゆき 高橋 岳之	男性	代表取締役社長 CEO、CCO、全般統括、監査室、調達部及び 成長事業推進事業部担当	再任	18回／18回 (100%)
2	まつ むら たけ つね 松村 竹実	男性	代表取締役副社長 CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当	再任	18回／18回 (100%)
3	た なか いち ろう 田中 一郎	男性	取締役 社長補佐、船用推進システム事業部及び 物流システム事業部担当	再任	18回／18回 (100%)
再任	再任取締役候補者				

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
3. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
4. CIO：情報統括責任者（Chief Information Officer）
5. コーポレート部門：経営企画部、経理部、財務部、人事部、法務部及び秘書室

候補者番号

1

た か は し た け ゆ き

高 橋 岳 之

(1964年10月9日生)

男性

再 任



所有する当社の株式数
7,600株
取締役在任期間
6年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2007年10月 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長
2012年 6月 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年 9月 経営企画部主管
2015年10月 経営企画部グローバル戦略室長
2016年10月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 2月 機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー執行役員
2019年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役
2020年 6月 取締役退任

2021年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2021年 4月 当社成長事業推進室長兼人事総務部長
2021年 6月 取締役、CCO（現任）
監査法務部及び人事総務部担当
2021年11月 三井海洋開発株式会社社外取締役
2022年 4月 当社代表取締役社長、CEO、全船統括（現任）
成長事業推進室担当
2023年 4月 事業部門担当
2024年 6月 調達部及び成長事業推進事業部担当（現任）
2024年 7月 監査室担当（現任）

取締役候補者とした理由

高橋岳之氏は、運搬機における国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力を有しております。また、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長として事業戦略を策定・遂行し、2022年4月から当社代表取締役社長として当社の持続的成長を実現させるなど優れた経営能力を有しております。今後の成長戦略遂行及びビジネスモデル変革を加速させるために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

ま つ む ら た け つ ね

松 村 竹 実

(1967年5月25日生)

男性

再 任



所有する当社の株式数
4,500株
取締役在任期間
6年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2013年12月 東京大学博士号（環境学）取得
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2019年 3月 当社経営企画部長
2020年 6月 取締役（現任）
CISO、経営企画部担当

2022年 4月 代表取締役副社長、社長補佐（現任）
CSO、エンジニアリング事業管理室及び人事総務部担当
2023年 4月 CFO、CIO（現任）
経理部、財務部及び調達部担当
2024年 7月 法務室担当
2026年 4月 コーポレート部門担当（現任）

取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、船舶の設計業務の経験を通じて培った海洋技術分野における卓越した見識及び設計分野における博士（環境学）としての専門的知見を有しております。そして、経営企画部長、取締役としてM&Aを含めた当社グループの事業再生計画を完遂し、2022年4月から代表取締役副社長として「三井E&S Rolling Vision」（中期経営計画）の進化を担うなど、優れた経営能力を有しております。財務戦略及び人材戦略とつりわけ人的資本経営を推進し、当社の経営基盤を更に強化するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

た な か い ち ろ う
田 中 一 郎

(1961年11月25日生)

男性

再 任



所有する当社の株式数
5,700株
取締役在任期間
3年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場技術開発部長
2013年11月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長
2016年 4月 理事、機械・システム事業本部企画管理部長
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー取締役執行役員、ディーゼル事業部長、戦略企画室長

2019年 4月 同社取締役執行役員、CTO、ディーゼル事業部長
2021年 4月 同社代表取締役社長、CEO、CTO
2023年 4月 当社執行役員
成長事業推進事業部長
2023年 6月 取締役、社長補佐（現任）
調達部及び事業部門担当
2024年 6月 船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当（現任）

取締役候補者とした理由

田中一郎氏は、ディーゼル機関の開発及び設計業務の経験を通じて培った船用推進システム事業における卓越した見識を有しております。また、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長及び当社取締役として、当社の中核事業の発展を主導するなど、優れた経営能力を有しております。脱炭素化の加速及び新規市場展開など、中核事業の更なる成長のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役三輪美恵氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

み わ み え
三 輪 美 恵

(1965年11月5日生)

女性

再 任

社 外

独立役員



所有する当社の株式数
400株

社外取締役在任期間
2年

監査等委員である取締役
在任期間
2年

取締役会出席状況
18回／18回

(100%)

監査等委員会出席状況
14回／14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 東日本旅客鉄道株式会社入社
2008年 6月 東京駅ビル開発株式会社取締役マーケティング開発部長
2009年 4月 株式会社アトレ取締役マーケティング開発部長
2012年 6月 東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部ショッピング・オフィス事業推進部門部長
2013年 6月 同社事業創造本部事業推進部門部長
2015年 6月 株式会社アトレ常務取締役成長戦略室長
2017年12月 東日本旅客鉄道株式会社執行役員事業創造本部地域活性化部門部長

2018年 6月 同社執行役員事業創造本部新事業・地域活性化部門部長兼品川まちづくり部門部長
2020年 6月 同社執行役員事業創造本部新事業創造部門部長
2021年 5月 セントラル警備保障株式会社社外監査役
2022年 6月 **株式会社JTB常務執行役員地域交流担当、CX推進担当（現任）**
2024年 6月 **当社社外取締役（監査等委員）（現任）**
2025年 6月 **しなの鉄道株式会社社外取締役（現任）**

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三輪美恵氏は、長年、大手鉄道会社において国内外の商業施設の開発・運営や新規事業開発等に従事した後、大手旅行会社の地域交流及びCX（顧客価値創造）担当の執行役員を務めており、マーケティング、サステナビリティ及び企業経営全般に関する豊富な知識と実績を有しております。独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくとともに、客観的な見地に基づき適切な監査をしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

株式会社JTB常務執行役員

独立性に関する事項

三輪美恵氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
同氏が過去において業務執行者であった東日本旅客鉄道株式会社との間には、点検業務の受託等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三輪美恵氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期中に当該保険契約について更新を予定しております。

＜ご参考 1＞各取締役特に期待するスキル・専門的分野

当社は、取締役候補者を選定・決定するにあたり、当社グループの事業及び経営管理に精通した一定数の社内取締役を確保しつつ、多様性についての時代の要請にかなうべく、他の業態において豊富な経験を有する社外取締役に招聘することにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するように努めております。

当社では、取締役に対して特に期待するスキル・専門的分野を以下8項目としております。

- | | | | |
|-------------|-----------|------------|-----------|
| (1) 企業経営 | (2) 国際経験 | (3) 財務・M&A | (4) 法務・監査 |
| (5) マーケティング | (6) 技術・IT | (7) 人材育成 | (8) 気候・環境 |

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合、本総会後の各取締役に特に期待するスキル・専門的分野を可視化したスキル・マトリックスは、下表のとおりとなります。なお、本スキル・マトリックスは、個々の取締役に全てのスキルを求めるものではなく、取締役会全体として必要な知見を備えているかどうかを示すとともに、各取締役が該当分野について取締役会で十分な議論を行う背景を有していることを示すものです。

氏 名	企業経営	国際経験	財務・M&A	法務・監査	マーケティング	技術・IT	人材育成	気候・環境	保有資格
高橋 岳之	●	●		●	●		●		
松村 竹実	●	●	●			●	●	●	博士号 (環境学)
田中 一郎	●	●			●	●		●	
塩見 裕一	●		●	●					
川崎 弘一	●	●				●	●		
三輪 美恵	●	●		●	●		●		
ウォン ライヨン	●	●					●	●	博士号 (経営学)

各取締役のスキル項目の該当性は、以下の要素を踏まえ、経営経験、実務経験、専門知識及び公的資格等を総合的に考慮して判断しております。

(1) 企業経営

上場企業グループ又はこれに準ずる企業において、取締役又は執行役員として経営に参画した経験を有し、全社的な意思決定や企業価値向上に関する議論に携わった実績があること。

(2) 国際経験

海外事業、海外子会社経営、国際プロジェクト又は国際的な取引・提携等に従事し、海外の経営層・顧客・取引先・当局等と直接議論・交渉を行い、経営上・取引上の意思決定や監督に関与した経験があること。

(3) 財務・M&A

財務・経理に関する業務に従事した経験又は関連する専門資格を有し、加えて企業の買収・売却、資本政策、投資判断等に関する案件に主体的に関与した経験があること。

(4) 法務・監査

法務若しくは監査に関する専門知識や資格を有し、又は法務・監査業務、内部統制、リスク管理等に関する実務や監督に携わった経験があること。

(5) マーケティング

商品企画、営業、事業開発等の分野において実務経験を有し、市場動向や顧客価値を踏まえた製品・サービス戦略や事業成長に関する議論に貢献できること。

(6) 技術・IT

理学、工学、情報技術等に関する専門知識や資格を有し、研究開発、設計、生産技術、IT・デジタル領域等において、それらに深く関わる業務に従事した経験があること。

(7) 人材育成

人事制度の策定及び運用に深く関与した経験を有し、人材育成、評価・給与、労務管理等に関する業務に従事し、又は各種組合との交渉や協議に関与した経験があること。

(8) 気候・環境

気候変動や環境分野に関する専門知識又は資格を有し、環境対応、脱炭素、サステナビリティに関する施策の立案・推進又はそれらに関する経営上の意思決定に関与した経験があること。

<ご参考2>当社取締役の指名に関する方針

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名委員会を設置し、同委員会が取締役会の諮問に応じ、取締役の選任基準及び人事案の討議・答申を行います。さらに、同委員会は監査等委員である取締役候補者が監査等委員に求められる要件に合致しているかの確認を行います。代表取締役社長は、以上の答申及び確認を経た後、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任議案については取締役会に付議し、監査等委員である取締役候補者の選任議案については監査等委員会の同意を得た上で、取締役会に付議します。指名委員会は、取締役会が任命する独立社外取締役2名以上及び社内取締役2名の計4名以上を構成員とし、取締役会が定める独立社外取締役1名を委員長としています。

<ご参考3>社外取締役の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外取締役の独立性基準」の要件に抵触する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外取締役の独立性基準（2024年2月29日改定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下、当社グループ）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

第4号議案及び第5号議案に共通するご参考事項

取締役報酬制度の見直しの概要

当社は、企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進すること等を目的として、取締役の報酬制度を見直すことといたしました。

当社の現行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、全て金銭報酬であり、固定報酬のほか、インセンティブ報酬としての短期の業績に連動する利益連動報酬及び株価連動報酬から構成されております。

このうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額については、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、年額320百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする決議をいただいております。

当社は2024年度より、毎年更新しながら成長し続ける姿を描くローリング方式による中期経営計画「三井E&S Rolling Vision」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めております。

今回の見直しは、この「Rolling Vision」で掲げる数値目標の達成に向け、業績向上へのインセンティブをより明確にすることを目的としております。

具体的には、インセンティブ報酬のうち、短期インセンティブである利益連動報酬についてKPI（ROIC）の水準を引き上げ、業績向上に対するインセンティブ効果を高めることとしました。

また、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するため、従来の金銭報酬としての株価連動報酬に代えて、新たなインセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

これに伴い、取締役報酬の枠組みについては、金銭報酬と株式報酬とを明確に区分することとし、金銭報酬の上限額については第4号議案として、株式報酬については第5号議案として、それぞれ株主の皆様にお諮りするものであります。

取締役報酬制度の全体概要

第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認された場合、業務執行取締役の報酬構成は、概ね以下のとおりとなります。報酬構成は、現行と比較し、インセンティブ報酬の比率を上げ、固定報酬は約50%、短期業績連動の利益連動報酬は約30%、中長期インセンティブとして導入する株式報酬は約20%を目安とし、役位の上位者になるほど利益連動報酬の比率が高まる構成となります。

また、インセンティブ報酬の対象者は、従来どおり監査等委員でない業務執行取締役に限定します。

<取締役報酬構成イメージ図>

1. 現行（利益連動報酬標準時 KPI ROIC 5 %）

固定報酬（月例報酬×12カ月）	利益連動報酬	株価連動報酬
← 約70% →	← 約20% →	約10%

・利益連動報酬はROIC 5 %時を100%としてROIC数値により0～200%変動（上限ROIC 9 %）

2. 報酬制度見直し後（利益連動報酬標準時 KPI ROIC 8 %）

固定報酬（月例報酬×12カ月）	利益連動報酬	株式報酬 譲渡制限付株式
← 約50% →	← 約30% →	← 約20% →

・利益連動報酬はROIC 8 %時を100%としてROIC数値により0～200%変動（上限ROIC 15 %）

注：上記は取締役報酬の構成をわかりやすくお伝えするためのイメージ図であり、それぞれの記載の幅は各報酬の金額規模を示唆しているものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、報酬限度額を年額320百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、今般、当社の企業価値の持続的な向上及び中期経営計画「三井E&S Rolling Vision」の達成に向け、取締役の業績向上へのインセンティブをより明確なものにすることを目的の一つとして報酬制度の見直しを行うこととしたことから、その内容及び今後の経営体制等を総合的に勘案し、報酬限度額を年額430百万円（うち社外取締役分は年額12百万円）と改めさせていただきます。

当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

また、本議案の取締役の報酬額には、第5号議案の譲渡制限付株式報酬は含まないものといたします。

本議案については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める報酬委員会における審議を経て取締役会で決定したものであり、当社の事業規模、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数等に照らしても必要かつ合理的な内容となっており、企業価値向上の観点からも相当であると判断しております。

また、当社は、本議案及び第5号議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を21頁に記載のとおり変更する予定であり、本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、対象となる取締役の員数に変更はありません。

なお、従来の株価連動報酬の概要は事業報告3. 2. イ「当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針」に記載のとおりですが、譲渡制限付株式報酬は、従来の株価連動報酬に代えて導入するものであり、本総会終結後は、株価連動報酬の報酬基礎額の新たな積み立ては行いません。本総会終結までの在任期間に報酬基礎額が積み立てられた株価連動報酬のうち未払い分については、既に行われた取締役の職務執行の対価であることから、本議案でご承認いただく金銭報酬の枠内において支払いをする予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、報酬限度額を年額320百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当社は、本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）の報酬等を見直し、金銭報酬である株価連動報酬に代わる長期インセンティブ報酬として、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与することとしたいと存じます。

具体的には、上記の目的、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役に對して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を年額68百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、付与する株式数の上限を年16,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と設定させていただきたいと存じます。

また、各対象取締役に對する具体的な配分については、報酬委員会の審議・答申を経た上で、取締役会において決定することといたします。

本議案に基づき対象取締役に對して付与される譲渡制限付株式の概要は、後記の＜譲渡制限付株式の概要＞のとおりです。

本議案については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める報酬委員会における審議を経て取締役会で決定したものであり、当社の事業規模、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数等に照らしても必要かつ合理的な内容となっており、1年間に對対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.016%（10年間にわたり、当該上限となる株式数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.16%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、本議案による報酬枠は、第4号議案にてご承認をお願いしております金銭報酬等に係る報酬枠とは別枠として設定するものです。

また、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、対象取締役の員数に変更はございません。

<譲渡制限付株式の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年16,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とする等して当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとしします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の直前の定時株主総会の日から、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの間（以下「役務提供期間」という。）継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役が有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって、退任時期に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

そのほか、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令又は当社の内部規程に重要な点で違反をしたと当社が認めた場合、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、その他これらに準ずる事由として当社の取締役会が認める事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等の諸般の事情を踏まえて合理的に定める数（ゼロを含む。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

＜ご参考4＞第4号議案及び第5号議案をご承認いただくことを条件として変更を予定する
「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本項目において「対象取締役」という。）の報酬

(1) 基本方針

- ・対象取締役の報酬は、当社グループの持続的成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主との価値共有に資する体系とする。
- ・報酬制度及び報酬決定方針の決定過程においては、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める報酬委員会にて審議・答申を行い、取締役会は当該答申を経て決定することにより、客観性と透明性を確保する。
- ・報酬の水準及び構成比率については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、並びに当社従業員の給与水準を踏まえ、定期的に報酬委員会において妥当性を検証する。

(2) 報酬の構成及び構成比率

- ・対象取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬（金銭報酬）、年度業績と連動する短期インセンティブとしての利益連動報酬（金銭報酬）、並びに株主との価値共有を通じて中長期的な企業価値向上に貢献する意識を高める中長期インセンティブとしての株式報酬により構成する。
- ・報酬の構成比率は、標準業績時に概ね、①固定報酬：50％、②利益連動報酬：30％、③株式報酬：20％となるよう設定する。また、上位役位ほど業績連動性を高める。

(3) 報酬体系の概要

①月例報酬

対象取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績及び従業員給与水準等を考慮のうえ、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

②利益連動報酬

利益連動報酬は、月例報酬の12カ月分に対し、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）の実績に応じて0～100％の範囲で変動する支給率を乗じ、さらに役位に応じて1.0～1.2の範囲で設定する役位係数を反映した次の算式により算出される金額を、毎年一定の時期に金銭報酬として支給する。

$$(\text{月例報酬} \times 12 \text{カ月}) \times \text{ROICに} \text{応じた支給率} \times \text{役位係数}$$

③株式報酬

- ・ 事前交付型の譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に、役位ごとの役割及び責務に応じた金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の払込みと引き換えに当社株式を交付する。
- ・ 当該株式の譲渡制限解除時期は、原則として取締役退任時とする。
- ・ 譲渡制限期間中に対象取締役に帰責性のある事由等が生じ、当社が当該株式を無償取得することが相当であると判断した場合には、当社は当該株式を無償で取得する。

(4) 取締役の個人別の報酬等内容の決定

対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬内容については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、委員長を務める報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定する。

2. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

その職責に鑑み、業績連動を伴わない固定報酬としての月例報酬のみとするほかは、上記1と同様とする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、国際情勢や通商環境が不安定な中、主要国におけるインフレ率の安定化が進み、総じて底堅く推移しました。しかしながら、2月以降中東情勢が緊迫化し、供給制約に伴う資源価格の上昇、それに伴う物価上昇や個人消費の低迷など各国の経済が下振れる可能性も想定されます。

国内経済においても、個人消費の持ち直しや企業業績の堅調さを背景に、緩やかな回復基調が続くものの、資源価格の動向や物価の上振れ懸念など引き続き注意が必要です。

当社グループの船用推進システム事業と関連性の高い造船業界では、日米協力に関する覚書の締結や「造船業再生ロードマップ」の策定など、建造能力拡大に向けた動きが徐々に進展しております。また、足元の建造船台はすでに埋まっており、一部の造船所では2030年納期の新造船を受注するなど、国内造船所各社は十分な手持ち工事量を確保しています。

物流システム事業においても、米国市場での競争優位性を引き続き維持しており、アジア地域及び国内における新設、既存設備の増設、老朽化に伴う更新需要が堅調に推移しております。

当社グループの主力事業の受注環境は当面、概ね良好な状況が続くものと見込んでおります。

国際情勢の動向や、金利・為替レートの急激な変動といった要因には引き続き注意が必要ですが、当社グループでは、有利子負債を適切な水準に維持することや為替予約の活用などにより、これらのリスクに対して適切に対応しております。

このように不確実性が高く、かつ変化の激しい外部環境の下で持続的な成長を実現するため、当社グループは、今後3年間の姿を固定的に定めるのではなく、常に計画を更新し続けるローリング方式の中期経営計画を採用しております。2024年度の決算実績も踏まえ、3年後となる2027年度までを対象とした機能戦略（財務・人材）及び事業戦略をローリングした「三井E&S Rolling Vision 2025」を2025年5月に策定しました。本計画では、中長期的に目指す姿へ向けて中核事業のさらなる成長と新規事業の拡大への事業投資を進めるとともに、適正な配当政策による株主還元を行い、株主資本コストと負債コストのバランスを意識し企業価値向上に努めてまいります。

船用推進システム事業においては、当社グループのグリーン戦略に基づき、アンモニア焚きエンジンなどの二元燃料エンジンの開発・製造を強化するとともに、関連する周辺機器事業の拡大を進めております。また、船用推進システムのサプライヤーとして、海上物流分野における脱炭素社会の実現に引き続き貢献してまいります。こうした取り組みの一環として、川崎重工業株式会社と共同で、液化アンモニアを燃料として使用可能なLPG／アンモニア運搬船について、一般財団法人日本海事協会（ClassNK）より基本設計承認（AiP）を取得いたしました。これにより、アンモニア焚きエンジンの実用化に向けた技術的信頼性が一段と高まりました。また、環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」に、「アンモニア燃料推進システムの生産能力増強」を応募し、採択されております。

物流システム事業においては、2025年4月にクレーン輸送船「YAMATO」の引渡しを受け、同船を自社保有することで海上輸送能力を強化いたしました。これにより、世界市場への展開に向けた基盤を構築するとともに、将来の生産能力拡大に向けた投資も進めております。また、横浜港において水素燃料電池を用いた荷役機械の実証運転を開始し、環境対応技術の開発を推進しております。国内向け受注では、東京港中央防波堤外側コンテナ埠頭Y3バース向けにヤード用コンテナクレーン（トランスターナ）を17基受注、東南アジア向けでは、Westports Malaysia Sdn Bhd向けヤード用コンテナクレーンを15基受注するなど引き続き好調で、更に米国ロングビーチ港向けに岸壁用コンテナクレーン（ポーターナ）2基を受注するなど、海外展開も着実に進展しております。こうした取り組みを通じて、国内外コンテナターミナル事業の発展に、より一層の貢献を果たしてまいります。

成長事業推進事業においては、デジタル技術を活用した保守・メンテナンス分野の強化を進めております。具体的には、船体汚損の管理を行う新サービス「FALCONs（Fouling Advanced Lifecycle Control Service）」の提供、港湾クレーンや各種プラントなど多様な設備を対象としたドローンによる点検・保守サービスの展開、さらに港湾ターミナルの運営効率を向上させるソリューションの提供などを推進しております。

また、財務基盤の強化や収益構造の改善に取り組んだ結果、当社は2025年12月24日付で、株式会社格付投資情報センター（R&I）より、発行体格付「A-」、方向性「ポジティブ」を新規に取得いたしました。

連結業績ハイライト

売上高

3,532億円

営業利益

376億円

経常利益

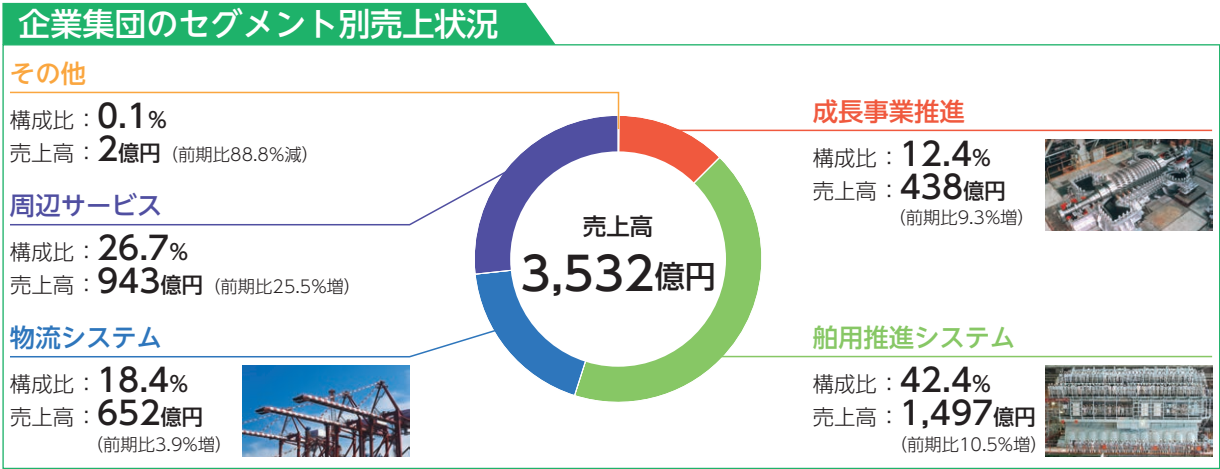
449億円

親会社株主に帰属する
当期純利益

385億円

受注高は、前期と比べて1,059億円減少の3,158億円となりました。売上高は、船用推進システム事業において大型エンジン及び二元燃料エンジンが増加したことや物流システム事業において大型工事が順調に進捗したことなどにより、前期と比べて381億円増加の3,532億円となりました。営業利益は、売上高の増加に加えて、船用推進システム事業及び物流システム事業の損益が改善したことなどにより、前期と比べて145億円増加の376億円となりました。経常利益は、営業利益の増加などにより前期と比べて171億円増加の449億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却益が減少したことなどにより、前期と比べて6億円減少の385億円となりました。

報告セグメントの状況は次のとおりです。

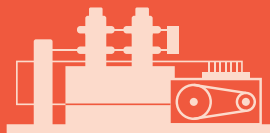


▶ 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

報告セグメントごとの主要製品及びサービス

区 分	主要製品・サービス
成長事業推進	産業機械（圧縮機、ガスタービン、送風機、プロセス機器）、水理実験設備、サービス・ソリューションズ（点検管理システム、汚損コントロールサービス、ドローン点検システム）、各種機器のアフターサービス
船用推進システム	船用エンジン、二元燃料エンジン用燃料供給システム（ガスエンジニアリング及び機器）、各種エンジン・機器のアフターサービス
物流システム	コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、各種クレーンのアフターサービス
周辺サービス	ガス関連エンジニアリング、陸上発電プラント、システム開発・システム関連機器、鋼構造物、船舶ブロック、機械・電気設備メンテナンス
その他	エンジニアリング事業

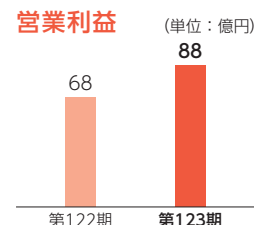
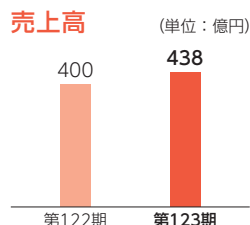
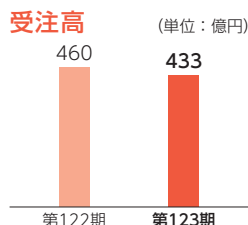
成長事業推進部門



2025年度の取り組み

- 国内初となる洋上水素ステーション向け高圧大流量水素圧縮機を納入
- 国内製鉄所向け高炉用軸流圧縮機 新規大型案件 2 件の連続受注
- アフターサービス事業が好調、デジタル予防保全技術の研究開発にも注力
- 2026年4月にドローン点検の新サービスをリリース（TOPICS参照）

受注高は、前期に産業機械製品の大型案件の受注があったことなどにより、前期と比べて27億円減少の433億円となりました。売上高及び営業利益は、産業機械製品の増加に加えてアフターサービス事業が好調に推移したことにより、それぞれ前期と比べて37億円増加の438億円、19億円増加の88億円となりました。

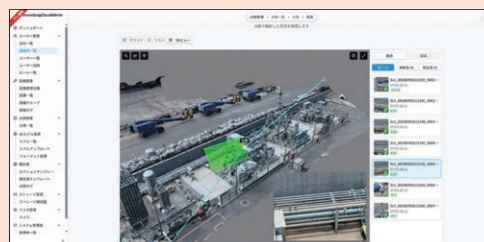


【TOPICS】 設備点検の「人手依存」を解消するドローン×クラウド統合サービスを展開

当社は、ドローンによる設備点検からデータ管理・評価までを一体化した、新しいデジタルソリューションの提供を開始しました。

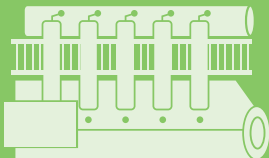
- ・ドローンスナップクラウド
ドローンで取得した大量の撮影データをクラウド上で一元管理し、点検結果の評価・比較・共有を効率化するサービスです。撮影から分析・レポート作成までを一体化できます。
- ・ドローンスナップ Ver.1.0.6のリリース
操作性の改善及び設定手順の簡略化により、点検ルート作成に要する時間と手間が大幅に削減されます。
- ・ドローンスナップ特設サイトの開設
操作性を体験できる「お試しルート作成」機能を提供し、導入検討段階での利便性を高めています。

当社は、引き続き、人口縮小化社会における保守・メンテナンス分野の課題解決に取り組み、お客様の安定稼働・安全運転を支えてまいります。



※「ドローンスナップクラウド」撮影写真を自動で振り分け

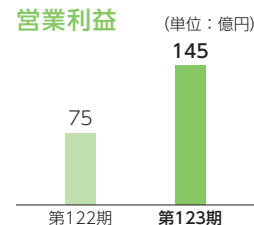
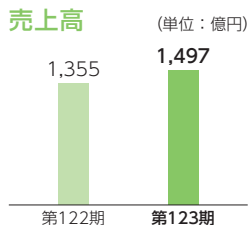
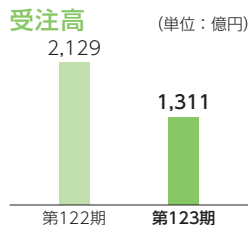
船用推進システム部門



2025年度の取り組み

- 大型船用エンジン 142基（303万馬力）を生産
- 二元燃料エンジンの受注増に対応して、引き続き安定的な供給体制を構築
- アンモニア焚きエンジン及びアンモニア燃料供給装置の組合せ実証試験実施
- エンジン一体型軸発電機の共同開発完了・製品化

受注高は、前期に大型エンジンの複数基を一括受注したことなどにより、前期と比べて819億円減少の1,311億円となりました。売上高は、大型エンジン及び二元燃料エンジンが増加したことなどにより、前期と比べて142億円増加の1,497億円となり、営業利益は、売上高の増加に加えて、アフターサービス事業が好調に推移したことなどにより、前期と比べて70億円増加の145億円となりました。



【TOPICS】 船用エンジンモニタリングシステム「CMAXS LC-A」が日本海事協会の認証を取得

当社グループが提供する次世代船用エンジンモニタリングシステム「CMAXS LC-A」が、日本海事協会のIE P&S認証 (Innovation Endorsement for Products & Solutions) を取得しました。

IE P&S認証は、革新技術や取り組み（コンセプト・実サービス）に対して、第三者機関である日本海事協会がイノベーションの実現可能性と価値を評価・認証するものです。

本システムでは、工学的原理・原則に基づいたXAI (Explainable AI) により、不具合原因部品・要因を自動で特定します。これにより、船用エンジン不具合を予兆段階で捉え、船内での迅速なトラブルシューティング支援を可能にします。

当社は、今後もCMAXS LC-Aの普及を目指すとともに、船舶運航管理の安全性の向上と効率化に貢献し、船用分野における持続的な価値創出を目指してまいります。



CMAXS LC-Aの特徴機能（画面例）

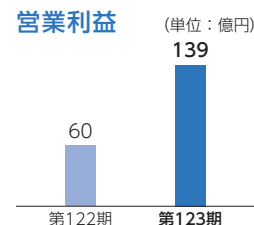
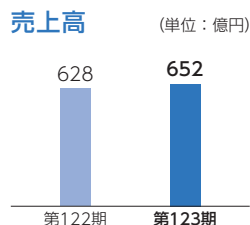
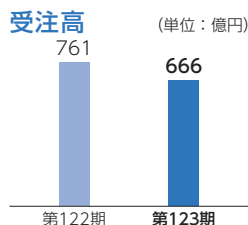
物流システム部門



2025年度の取り組み

- 海上輸送能力の向上を目的にクレーン運搬船「YAMATO」を自社保有
- 米国ロングビーチ向け岸壁用コンテナクレーン2基を受注
- ベトナムで生産したヤード用コンテナクレーン4基を納入
- 東京港向けに遠隔操作可能なヤード用コンテナクレーン17基を受注

受注高は、国内向けを始めアジア諸国や米国など海外向けにおいても着実に積み上げましたが、過去最高の受注高を記録した前期と比べて96億円減少の666億円となりました。売上高は、大型工事の順調な進捗などにより、前期と比べて24億円増加の652億円となり、営業利益は、売上高の増加や大型工事の採算改善などにより、前期と比べて80億円増加の139億円となりました。



【TOPICS】 「三井パセコポーテナー」 累計出荷500基を達成

当社は、岸壁用コンテナクレーン「三井パセコポーテナー」の累計出荷500基を達成、記念すべき500基目をベトナムのPhuoc An Portに納入しました。1961年に米国パセコ社と技術提携を行い、1967年には日本初の岸壁用コンテナクレーンを製造・納入、1973年には初の海外向けポーテナーを出荷し、現在までに30か国、200以上のコンテナターミナルへ製品を提供しています。

また、ヤード用コンテナクレーン「三井パセコトランステーナ」では、環境対応として、電動式、ハイブリッド型に加えて、水素を燃料とする温室効果ガス排出ゼロのゼロエミッション型を開発しました。さらに遠隔自動化クレーンの開発にも取り組んでいます。

今後も、環境負荷の低減と作業効率の向上を両立する製品・技術の提供を通じて、世界のコンテナ物流の発展に貢献してまいります。



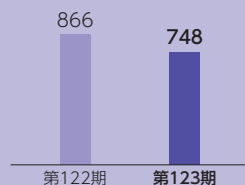
累計出荷500基目となる三井パセコポーテナー

周辺サービス部門



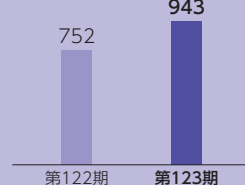
受注高

(単位：億円)



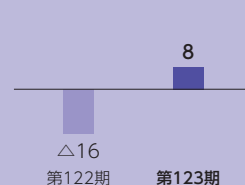
売上高

(単位：億円)



営業損益

(単位：億円)



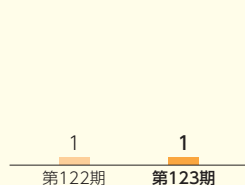
受注高は、前期に大口工事の受注があったことなどにより、前期と比べて118億円減少の748億円となりました。売上高は、主に海外子会社において増加したことにより、前期と比べて191億円増加の943億円となり、営業損益は、海外子会社における採算の改善などにより、前期の16億円の損失から8億円の利益となりました。

その他部門



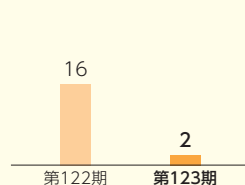
受注高

(単位：億円)



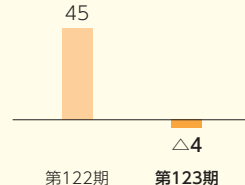
売上高

(単位：億円)



営業損益

(単位：億円)



受注高は、前期並みの1億円（前期：1億円）となりました。売上高は、前期に海外土木建設工事が終了したことなどにより、14億円減少の2億円となりました。営業損益は、当該工事における関係各社との費用精算の結果、前期に45億円の利益を計上したものの、当期は4億円の損失となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

区 分	受注高	売上高	受注残高
成 長 事 業 推 進	43,285	43,757	39,150
舶 用 推 進 シ ス テ ム	131,051	149,737	142,295
物 流 シ ス テ ム	66,558	65,185	97,726
周 辺 サ ー ビ ス	74,780	94,333	183,461
そ の 他	128	182	84
計	315,804	353,196	462,718

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は91億円であり、その主な内容は、船用エンジン製造設備増強（アンモニア供給設備、メタノール燃料供給設備）、コンテナクレーン製造設備増強などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、短期借入金120億円、長期借入金24億円などの調達を行い、短期借入金及び長期借入金の約定弁済、運転資金並びに設備投資等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	15,512百万円
三井住友信託銀行株式会社	12,872
株式会社三菱UFJ銀行	8,347

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第120期 (2022年度)	第121期 (2023年度)	第122期 (2024年度)	第123期 (2025年度)
受 注 高 (百万円)	322,351	336,987	421,699	315,804
売 上 高 (百万円)	262,301	301,875	315,112	353,196
営業利益 (百万円)	9,376	19,630	23,130	37,641
経常利益 (百万円)	12,532	20,711	27,756	44,892
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,554	25,051	39,074	38,456
1株当たり当期純利益 (円)	177.47	255.73	385.39	381.15
総 資 産 (百万円)	439,959	467,140	449,212	494,554
純 資 産 (百万円)	110,686	146,510	174,154	233,819
1株当たり純資産 (円)	1,107.02	1,311.64	1,682.97	2,270.25

(注) 三井海洋開発株式会社及び同社の連結子会社については、第122期の第1四半期までは持分法適用関連会社として取り扱っていましたが、同社株式の一部売却に伴い、第122期の第2四半期以降持分法適用の範囲から除外しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2024年度より、3年先までの目標をローリング方式で更新し続け、成長し続ける姿を描く中期経営計画を採用しており、2025年5月に、2024年度の決算実績及び事業環境の変化を踏まえ、3年後となる2027年度までの機能戦略（財務・人材）、事業戦略をローリングした「三井E&S Rolling Vision 2025」を策定しました。

当社グループが中長期的に目指す姿へ向けて持続的な成長をしていくため、必要な事業投資を進めるとともに、適正な配当政策による株主還元を行い、株主資本コストと負債コストのバランスを意識し企業価値向上に努めてまいります。

なお、当社グループはローリング方式による中期経営計画を継続しており、新たに「三井E&S Rolling Vision 2026」を策定し公表しております。

(財務戦略)

当社グループは、財務基盤の改善を継続しつつ、資本コストや株価を意識した経営管理へ移行し、ROE（自己資本利益率）・PBR（株価純資産倍率）にも留意しながら、ROIC（投下資本利益率）がWACC（加重平均資本コスト）を上回る姿を目指します。

また、成長フェーズに向けたキャッシュ配分として、2025年度から2027年度の営業キャッシュフローの約75%を事業成長投資・事業開発投資を中心に配分し、約25%を株主還元と財務基盤の強化に配分する方針です。株主還元については、株主の皆様へ長期保有いただけるよう還元強化を進めており、直近では中間配当・増配を実施しております。これらの取り組みにより、収益力強化と資本効率改善の両立を図ってまいります。

(人材戦略)

環境変化に柔軟に対応し持続的成長を実現するため、目指す組織風土と人材像を明確化し、「人材多様性の推進」、「人材流動化への対応」、「人的資本と環境整備への投資」を柱に取り組みを推進しております。

また、取締役会は社外取締役の独立性・多様性を高めた少数精鋭の7名体制とし、機動性と監督機能の両立を図っております。

加えて、キャリア採用の強化や、入社5～10年目までの人材ローテーション継続、選抜研修・階層別研修・基礎研修の再構築により、経営視点・広い視野・基礎的ビジネスリテラシーの獲得を支援するとともに、エンゲージメント・サーベイ等を通じたウェルビーイング向上施策も継続してまいります。

さらに、持続的な企業価値向上に向けた成長加速のため、従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2026年度より従業員持株会を活用した譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

(事業戦略)

当社グループでは、マテリアリティとして「脱炭素社会の実現」、「人口縮小社会の課題解決」の2つの柱を掲げ、中核事業の船用推進システム事業・物流システム事業を「グリーン」と「デジタル」の切り口で発展させる戦略を継続しております。具体的な施策は次のとおりです。

① 中核事業の更なる成長

中核事業を「船用推進システム」、「物流システム」と明確にし、中核事業を軸に収益力強化を進めております。

船用推進システム分野では、LNG・LPG・メタノール等の二元燃料エンジンの需要増に対応した生産体制強化に加え、アンモニア焚きエンジン及び燃料供給装置等の開発・供給体制強化を通じて、海上物流分野の脱炭素化に貢献してまいります。

物流システム分野では、米国・東南アジアをターゲットとする世界市場展開を加速し、生産能力拡大や輸送能力強化（クレーン運搬船の保有・活用等）により、需要拡大に確実に対応するとともに、水素駆動クレーン等の環境対応や、自動化クレーンなどの技術開発・市場投入を進めてまいります。

② 新規事業の展開

中核事業の周辺領域において新しい製品やサービスを推進する事業を成長事業と位置づけ、新製品・新サービスの開発に注力しております。産業機械分野の経験を活かし、水素供給関連施設やSAF（Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料）製造向けなど、エネルギー転換・化石燃料依存からの脱却に向けた市場へ製品供給を目指していきます。

また、ドローン点検や船体汚損管理等のデジタル新事業、港湾ターミナル運営の効率化等のデジタルソリューションを通じて、保守・メンテナンス領域のサービス型ビジネスを拡大し、人口縮小社会の課題解決に貢献してまいります。

(サステナビリティ課題の取り組み)

気候変動や人口縮小社会の到来は、当社グループの事業運営における重要な経営課題であると同時に事業機会と捉え、その対応として、戦略マテリアリティを「脱炭素社会の実現」と「人口縮小社会の課題解決」と設定しました。当社グループは船用エンジン、港湾クレーンのリーディングカンパニーとして、環境対応製品や自動化・システム化の提供を通じた社会課題解決を推進してまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.3%	ガス圧縮機、空気圧縮機、関連周辺機器 などの製造販売
株式会社三井E&S DU	100 百 万 円	100.0%	船用エンジンの設計、製造、 販売、修理等
PACECO CORP.	17 百万USD	100.0%	コンテナクレーン、関連機器及びシステム の開発、販売、アフターサービス等
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	180 百万DKK	100.0% (100.0%)	陸上用発電プラントの運転及び保守点検
三井E&Sシステム技研株式会社	720 百 万 円	100.0%	システムの開発、販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計42社であり、持分法適用関連会社は13社であります。
2. DKK…デンマーククローネ
3. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。()内は内数で、間接所有割合を示しております。

(8) 主要拠点等 (2026年3月31日現在)

1 当社

会社名	住 所
株式会社三井E&S	(本社) 東京都中央区
	(工場) 玉野工場 (岡山県玉野市) 大分工場 (大分県大分市)

2 子会社

会社名	住 所
株式会社加地テック	(本社) 大阪府堺市
株式会社三井E&S DU	(本社) 兵庫県相生市
PACECO CORP.	(本社) 米国
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	(本社) デンマーク
三井E&Sシステム技研株式会社	(本社) 千葉県千葉市

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前事業年度末比増減
成長事業推進	752名	+23名
船用推進システム	1,693	+36
物流システム	678	+16
周辺サービス	2,579	△34
その他	296	△9
合 計	5,998	+32

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,284名	34名増加	40.2歳	16.3年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2025年6月30日付で、当社が保有していた三井E&S造船株式会社の全株式（発行済株式総数の34.00%）を常石造船株式会社に譲渡しました。

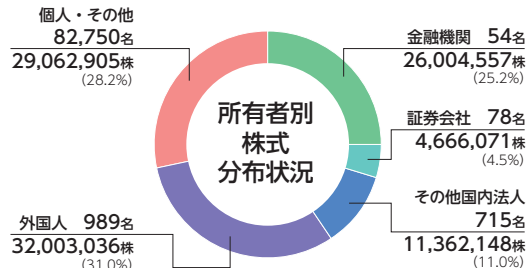
2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 ————— 150,000,000株

② 発行済株式の総数 ————— 103,098,717株
(資本金の額 8,846,402,904円)

③ 株 主 数 ————— 84,586名

④ 大 株 主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,791 千株	13.66 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,258	7.19
今治造船株式会社	3,864	3.83
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,830	3.79
三井物産株式会社	2,550	2.52
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	2,018	2.00
大樹生命保険株式会社	1,600	1.58
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,391	1.37
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,381	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,274	1.26

(注) 1. 当社は、2,196,432株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、従業員持株会を活用した譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。同制度は、当社及び当社子会社の従業員を対象に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。同制度に従い、2026年7月24日（予定）に三井E&S従業員持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式34,720株（最大値）の処分を予定しております。

<ご参考>

①政策保有株式に関する方針

当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の必要性や取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案した上で、必要と認められる株式については健全性等に留意しつつ保有していく方針です。

保有にあたっては、保有目的との整合性や、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を毎年、取締役会において検証し、保有の適否を判断することとしております。なお、継続して保有する必要がないと判断した株式は売却を進めるなど、縮減を進めております。

②当社における株式の保有状況

当期末現在の政策保有株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式）の連結貸借対照表計上額の合計額は435億円となり、連結純資産に対する政策保有株式の比率は18.6%となりました。

なお、みなし保有株式は、当期において全て売却しました。

<保有株式の状況について（連結）>

		第122期 (2024年度)	第123期 (2025年度)
銘柄数（銘柄）	上場	9	9
	非上場	41	37
	合計	50	46
連結貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	上場	12,908	41,215
	非上場	2,306	2,308
	合計	15,214	43,523
純資産に占める割合（%）		8.7	18.6
みなし保有株式（銘柄数）		10	－

<期中増減要因（連結）>

増減要因	金額（百万円）
2024年度末残高	15,214
期中売却	△4
株価上昇による増加	+ 28,306
その他（為替差額等）	+ 7
2025年度末残高	43,523

3 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	担 当	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	CEO、CCO、全般統括、監査室、 調達部及び成長事業推進事業部担当	高 橋 岳 之	－
代 表 取 締 役 副 社 長	CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当	松 村 竹 実	－
取 締 役	社長補佐、船用推進システム事業部 及び物流システム事業部担当	田 中 一 郎	－
取 締 役 (常勤監査等委員)		塩 見 裕 一	－
取 締 役 (監査等委員)		川 崎 弘 一	－
取 締 役 (監査等委員)		三 輪 美 恵	株式会社JTB常務執行役員
取 締 役 (監査等委員)		ウォン ライヨン	First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant 日東電工株式会社社外取締役

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
3. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
4. CIO：情報統括責任者（Chief Information Officer）
5. コーポレート部門：経営企画部、経理部、財務部、人事総務部及び法務室
なお、2026年4月1日付で、次のとおりコーポレート部門の組織を改正しております。
経営企画部、経理部、財務部、人事部、法務部及び秘書室
6. 取締役（監査等委員）川崎弘一氏、三輪美恵氏及びウォン ライヨン氏は、社外取締役であります。
7. 当社は、取締役（監査等委員）川崎弘一氏、三輪美恵氏及びウォン ライヨン氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 取締役（常勤監査等委員）塩見裕一氏は、当社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、日常的な情報収集及び内部監査部門等との十分な連携が必要なことから、常勤の監査等委員を選定しております。
10. 取締役（監査等委員）川崎弘一氏、三輪美恵氏及びウォン ライヨン氏は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

<ご参考>

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の担当（2026年7月1日予定）

地 位	担 当	氏 名
代 表 取 締 役 社 長	CEO、CCO、全般統括、監査室、調達部及び成長事業推進事業部担当	高 橋 岳 之
代 表 取 締 役 副 社 長	CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当	松 村 竹 実
取 締 役	社長補佐、船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当	田 中 一 郎
執 行 役 員	CISO、経営企画部長	村 田 教 行
執 行 役 員	財務部長	大 村 祐 美
執 行 役 員	経理部長	林 和 雄
執 行 役 員	人事部長	渡 邊 耕 一
執 行 役 員	法務部長	千 本 りつ子
執 行 役 員	成長事業推進事業部長	藤 原 雅 貴
執 行 役 員	船用推進システム事業部長	飯 塚 岳 史
執 行 役 員	船用推進システム事業部玉野工場長 兼 玉野事業所長	匠 宏 之
執 行 役 員	物流システム事業部長	高 橋 淳 文
執 行 役 員	物流システム事業部大分工場長 兼 大分事業所長	大 塚 圭 二
執 行 役 員	調達部長	白 石 郁 生

(注) CISO：情報セキュリティ統括責任者（Chief Information Security Officer）

② 取締役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、その後任意の報酬委員会を設置したこと及び監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、順次取締役会決議により決定方針の内容を一部改定しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本項目において「対象取締役」という。）の報酬

(1) 基本方針

対象取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の対象取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、対象取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬及び業績連動報酬（株価連動報酬・利益連動報酬）により構成する。

(2) 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

対象取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

(3) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、以下の2種類とする。

① 株価連動報酬

株価を反映した現金報酬とし、基準月俸2ヶ月分の報酬基礎額を在任期間中毎年積み立てる。退任後1年を経過した年に支給を開始し、年1回一定の時期に在任期間と同期間支給する。支給額は、新任の対象取締役として就任した年を支給開始年に対応する在任開始年とし、支給年ごとにそれぞれ順に対応する在任年6月最終営業日の株価により支給年6月最終営業日の株価を除した値を、対応する在任年の報酬基礎額に乗じた額とする。

② 利益連動報酬

業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給する。算出根拠となる連結ROICの値は、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会に報告する。

- (4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

対象取締役の月例報酬、株価連動報酬、利益連動報酬の割合については、役位によらず一定の構成とする。月例報酬と株価連動報酬の報酬基礎額の合計に対し、利益連動報酬は、その0%から50%の間で変動する。代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

2. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

その職責に鑑み、業績連動を伴わない固定報酬としての月例報酬のみとする。

3. 代表取締役社長への委任

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月例報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会の答申を経るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。

4. 上記の他報酬等の決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定にあたっては、任意の報酬委員会を設置している。同委員会は、独立社外取締役3名及び社内取締役2名の計5名で構成され、独立社外取締役を委員長としている。

□. 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数
		固定報酬	利益連動報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	168 (2)	111 (2)	56 (－)	4名 (1名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	54 (30)	54 (30)	－ (－)	5名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	222 (33)	166 (33)	56 (－)	8名 (4名)

- (注) 1. 上記には、2025年6月26日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。また、当該株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員を除く。以下、本（注）内において「取締役」という。）を退任し、取締役（監査等委員）に就任した1名（うち社外取締役1名）について、支給額及び員数は在任時の区分に基づいて記載しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、年額320百万円（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第121回定時株主総会において、年額63百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）です。
4. 在任中の取締役に対する株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。
- なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長CEO高橋岳之に対し各取締役の月例報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況等を勘案しつつ各取締役の業績について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性について確認しております。
6. 上記のほか、過年度に退任された取締役3名に対して、在任時の株価連動報酬額55百万円を支給しております。

ハ. 利益連動報酬に関する事項

利益連動報酬にかかる業績指標は、当社の経営戦略に即した基準である連結投下資本利益率（ROIC）とし、経営効率を高め、また報酬と業績の連動性を高めることを目的としております。なお、当事業年度の連結ROICの実績は16.1％であり、前項「ロ. 取締役の報酬等の額」の利益連動報酬に係る前事業年度の連結ROICの実績は8.3％でありました。

<ご参考>

取締役報酬制度の見直しの概要

当社は、企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を促進すること等を目的として、第123回定時株主総会に上程する報酬関連議案をご承認いただくことを条件に取締役の報酬制度及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を見直す予定としております。

具体的には、インセンティブ報酬のうち、短期インセンティブである利益連動報酬についてKPI（ROIC）の水準を引き上げ、業績向上との連動性をより高めた制度設計としております。

また、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するため、従来の金銭報酬としての株価連動報酬に代えて、新たなインセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

なお、報酬制度、報酬の決定方針及び対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬内容については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、委員長を務める報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定することにより客観性と透明性を確保いたします。

取締役報酬制度の全体概要

業務執行取締役の報酬構成は、概ね以下のとおりとなります。

報酬構成は、現行と比較し、インセンティブ報酬の比率を上げ、固定報酬は約50％、短期業績連動の利益連動報酬は約30％、中長期インセンティブとして導入する株式報酬は約20％を目安とし、役位の上位者になるほど利益連動報酬の比率が高まる構成となります。

また、インセンティブ報酬の対象者は、従来どおり監査等委員でない業務執行取締役に限定します。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	三 輪 美 恵	株式会社JTB常務執行役員	特別な関係は ありません
	ウォン ライヨン	First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant	
		日東電工株式会社社外取締役	

ロ. 当事業年度における主な活動状況
監査等委員である社外取締役

氏 名	出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言状況 並びに期待される役割に関して行った職務の概要
川 崎 弘 一	取締役会 18回中18回（100％）	取締役会及び監査等委員会において、大手化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べ、独立した立場から経営を監視・監督するとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査を行いました。
	監査等委員会 14回中14回（100％）	
	指名委員会 6回中6回（100％） 報酬委員会 10回中10回（100％）	当期は指名委員会の委員長を務め、経営幹部の指名や後継者育成に関する議論を主導しました。また、報酬委員会の委員を務め、企業価値向上に向けた報酬水準や報酬構成について建設的な意見を述べました。

氏 名	出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言状況 並びに期待される役割に関して行った職務の概要
三 輪 美 恵	取締役会 18回中18回（100%） 監査等委員会 14回中14回（100%）	取締役会及び監査等委員会において、大手鉄道会社における事業開発等の経験及び大手旅行会社の執行役員としての経験に基づく、マーケティング、サステナビリティ及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べ、独立した立場から経営を監視・監督するとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査を行いました。
	指名委員会 6回中6回（100%） 報酬委員会 10回中10回（100%）	当期は指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、指名委員会では、経営幹部の後継者育成や多様な人材の登用に関する議論において実効的な意見を述べ、議論の深化に貢献しました。また、報酬委員会においても現行制度における課題について積極的に意見を述べました。
ウォン ライヨン	取締役会 18回中18回（100%） 監査等委員会 10回中10回（100%）	取締役会及び監査等委員会において、アジア各地でのサステナビリティ、人材育成に関する活動経験及び国内大手化学会社の社外取締役としての経験に基づく、人材育成及び経営全般に関する豊富な見識や専門知識を活かし、適宜質問し、意見を述べ、独立した立場から経営を監視・監督するとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査を行いました。
	指名委員会 6回中6回（100%） 報酬委員会 8回中8回（100%）	当期は指名委員会の委員を務め、経営幹部の後継者育成や多様な人材の登用に関する議論において実効的な意見を述べ、議論の深化に貢献しました。また、報酬委員会の委員長を務め、取締役の報酬制度改定に関する議論を主導しました。

(注) ウォン ライヨン氏は、2025年6月26日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって監査等委員でない取締役を退任し、同総会において監査等委員である取締役に選任され、同日開催の取締役会において報酬委員会の委員に任命されました。上記は、その後に開催された監査等委員会（10回開催）及び報酬委員会（8回開催）について記載しております。

4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	109百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	129百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 上記のほか、当社において、前事業年度の監査に係る追加報酬14百万円を支払っております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項及び第3項の同意をした理由は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断したことであります。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	494,554
流動資産	246,241
現金及び預金	57,055
受取手形、売掛金及び契約資産	90,925
電子記録債権	4,329
商品及び製品	10,311
仕掛品	60,337
原材料及び貯蔵品	7,207
その他	16,580
貸倒引当金	△506
固定資産	248,313
有形固定資産	108,247
建物及び構築物	22,734
機械装置及び運搬具	16,346
土地	58,561
リース資産	5,238
建設仮勘定	2,440
その他	2,926
無形固定資産	13,793
のれん	6,196
その他	7,597
投資その他の資産	126,272
投資有価証券	55,005
長期貸付金	1,698
退職給付に係る資産	27,690
繰延税金資産	10,885
その他	32,107
貸倒引当金	△1,116
資産合計	494,554

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	260,734
流動負債	197,324
支払手形及び買掛金	45,557
電子記録債務	5,963
短期借入金	49,040
1年内返済予定の長期借入金	6,232
リース債務	2,050
未払法人税等	5,248
契約負債	42,911
賞与引当金	8,490
保証工事引当金	2,627
受注工事損失引当金	3,729
解体撤去引当金	1,315
その他	24,157
固定負債	63,410
長期借入金	37,449
リース債務	3,780
繰延税金負債	189
退職給付に係る負債	4,083
事業構造改革引当金	1,026
契約損失引当金	3,376
資産除去債務	1,059
再評価に係る繰延税金負債	10,079
その他	2,365
〔純資産の部〕	233,819
株主資本	150,132
資本金	8,846
資本剰余金	2,793
利益剰余金	143,060
自己株式	△4,566
その他の包括利益累計額	78,941
その他有価証券評価差額金	26,329
繰延ヘッジ損益	3,193
土地再評価差額金	21,793
為替換算調整勘定	10,341
退職給付に係る調整累計額	17,283
新株予約権	30
非支配株主持分	4,714
負債及び純資産合計	494,554

▶ 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		353,196
売上原価		283,732
売上総利益		69,463
販売費及び一般管理費		31,821
営業利益		37,641
営業外収益		
受取利息	298	
受取配当金	463	
持分法による投資利益	7,516	
為替差益	2,199	
その他	821	11,299
営業外費用		
支払利息	1,728	
貸倒引当金繰入額	862	
その他	1,458	4,048
経常利益		44,892
特別利益		
固定資産処分益	56	
関係会社株式売却益	254	310
特別損失		
固定資産処分損	1,198	
減損損失	496	
事業整理損	617	
解体撤去引当金繰入額	789	
契約損失引当金繰入額	150	
訴訟関連損失	1,905	5,156
税金等調整前当期純利益		40,046
法人税、住民税及び事業税	10,645	
法人税等調整額	△9,484	1,161
当期純利益		38,885
非支配株主に帰属する当期純利益		428
親会社株主に帰属する当期純利益		38,456

計算書類

▶ 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	392,974
流動資産	167,569
現金及び預金	37,054
売掛金	34,771
契約資産	16,032
電子記録債権	774
製品	6,487
仕掛品	47,794
原材料及び貯蔵品	2,872
前渡金	1,478
前払費用	3,303
短期貸付金	12,436
その他	5,001
貸倒引当金	△438
固定資産	225,405
有形固定資産	93,966
建物	9,413
構築物	7,891
ドック船台	179
機械及び装置	12,780
船舶	0
車両運搬具	35
工具器具備品	1,881
土地	55,163
リース資産	4,579
建設仮勘定	2,041
無形固定資産	1,225
特許権	8
ソフトウェア	1,163
その他	53
投資その他の資産	130,213
投資有価証券	42,950
関係会社株式	40,006
出資金	5
関係会社出資金	4,790
長期貸付金	137,476
破産更生債権等	559
長期前払費用	14
繰延税金資産	7,089
前払年金費用	4,147
その他	1,646
貸倒引当金	△108,474
資産合計	392,974

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	221,867
流動負債	166,592
支払手形	0
買掛金	31,850
電子記録債務	4,839
短期借入金	49,030
1年内返済予定の長期借入金	5,884
リース債務	1,519
未払金	7,916
未払費用	2,935
未払法人税等	3,605
契約負債	29,710
預り金	19,837
賞与引当金	5,072
保証工事引当金	1,841
受注工事損失引当金	1,113
解体撤去引当金	1,315
その他	120
固定負債	55,274
長期借入金	35,673
リース債務	3,308
特別環境保全費用引当金	276
事業構造改革引当金	1,026
契約損失引当金	3,376
再評価に係る繰延税金負債	10,079
資産除去債務	964
その他	569
〔純資産の部〕	171,107
株主資本	123,221
資本金	8,846
資本剰余金	2,211
資本準備金	2,211
利益剰余金	116,730
その他利益剰余金	116,730
固定資産圧縮積立金	314
繰越利益剰余金	116,415
自己株式	△4,566
評価・換算差額等	47,855
その他有価証券評価差額金	26,007
繰延ヘッジ損益	54
土地再評価差額金	21,793
新株予約権	30
負債及び純資産合計	392,974

▶ 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		209,623
売上原価		165,073
売上総利益		44,550
販売費及び一般管理費		11,465
営業利益		33,084
営業外収益		
受取利息	3,686	
受取配当金	5,054	
貸倒引当金戻入額	3,160	
為替差益	1,717	
その他	172	13,790
営業外費用		
支払利息	1,632	
その他	233	1,865
経常利益		45,009
特別利益		
固定資産処分益	53	
投資有価証券売却益	1	
関係会社株式売却益	4,174	4,230
特別損失		
固定資産処分損	1,180	
減損損失	272	
関係会社株式評価損	7,417	
解体撤去引当金繰入額	789	
契約損失引当金繰入額	150	9,810
税引前当期純利益		39,429
法人税、住民税及び事業税	13,287	
法人税等調整額	△5,658	7,628
当期純利益		31,800

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社三井E&S

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 木 豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社三井E&S

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 木 豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 谷 文 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sの2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制所管部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業拠点等において事業及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会による「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社三井E&S 監査等委員会

常勤監査等委員	塩 見 裕 一 ㊞
監査等委員	川 崎 弘 一 ㊞
監査等委員	三 輪 美 恵 ㊞
監査等委員	ウォン ライヨン ㊞

(注) 監査等委員川崎弘一、三輪美恵及びウォン ライヨンは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



■ 単元未満株式

買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

＜例＞ 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\boxed{60\text{株}} - \boxed{60\text{株}} = \boxed{\text{¥}} \quad \text{当社に市場価格で売却} \quad \text{現金化}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

＜例＞ 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\boxed{60\text{株}} + \boxed{40\text{株}} = \boxed{100\text{株}} \quad \text{40株を当社から市場価格で購入} \quad \text{単元株式(100株)}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

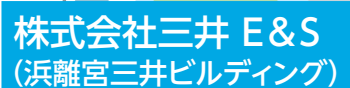
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

株主総会会場ご案内図詳細（地下ルート）



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ カレッタ汐留ゲートC右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターバックス)。
- ⑤ 階段を上がったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡し、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡し、左折して新大橋通り沿いに進む。



※受付開始時刻は、**午前9時15分**を予定しております。
 ※駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

日比谷線「築地」駅——築地本願寺方面改札1番又は2番出口より徒歩12分

